

少年法「改正」法案に関する会長声明

法制審議会少年法（犯罪被害者関係）部会は、本年1月25日、少年法「改正」要綱（骨子）を採択し、政府はこの要綱に沿った少年法「改正」案を国会に提出した。

当会は、この少年法「改正」案の審議が慎重かつ十分になされることを強く求める。

この法案は、①被害者が一定の条件の下でその申し出により少年審判を傍聴することができる規定を新設し、②被害者等による記録の閲覧・謄写を認める要件を緩和しているが、以下のような問題がある。

まず、少年審判に被害者の傍聴を認めた場合、少年が萎縮し、自らの心情や非行に至る経緯を率直に語ることができないおそれがあるうえ、保護者や審判官・調査官が、関係者のプライバシーに関する発言を控える結果、事件の解明がかえって不十分になることが予想される。また、被害者が傍聴することにより、少年に対する教育・福祉的見地よりも少年の責任を追及する方向が強まり、少年法の本来の目的である少年の健全育成の目的が失われるおそれがあり。現実的にも、一般に少年審判廷は極めて狭く、被害者と少年を遮蔽する設備もないところがほとんどであって、ここに被害者と少年が同室することになれば不測の事態が起こる可能性もあり、さらに、多くは事件の発生から数十日以内に審判が行われることを考慮すると、事件から間もない時期に被害者と少年が直に接することは、被害者にとっても修復しがたい傷を残すことにもなりかねない。

法案の具体的規定についてみても、①福祉的措置が優先されるべき「触法少年」事件まで傍聴の対象としている点、②本質的に非難可能性が異なる過失犯をも対象にしている点、③「生命に重大な危険を生じさせたとき」という極めて曖昧な要件を入れている点、④付添人がついておらず少年の言い分が十分に代弁できない場合にまで傍聴を認めている点など多くの根本的な疑問がある。

また、被害者等による記録の閲覧・謄写を認める対象範囲を拡大し、少年の身上経歴などプライバシーに深く関わる事項が記載された法律記録まで閲覧・謄写の対象とすることは、少年やその家族等のプライバシーが侵害されるおそれがあるだけでなく、その後の少年の更生を困難にしかねない弊害もある。

もとより被害者が「事件のことを知りたい、少年のことを知りたい」と考えることは当然の心情であり、少年の保護と同様に最大限尊重されなければならない。しかし、被害者による少年審判の傍聴を認めることが、前記のとおり、被害者が求める真実からはかえって遠ざかる懸念もあり、必ずしも被害者の権利利益の保護にはならない。

少年法の理念と被害者の権利保護とはとかく対立的に捉えられてきたきらいがあるが、両者の目指す方向が調和し、より充実したものになるよう、われわれは議論を積み重ね知恵を出し合う必要があり、そのためには、これまで少年審判や処遇にかかわってきた法曹関係者や処遇の現場を知る専門家の意見及び犯罪被害者の率直な声を幅広く聴取しながら慎重な議論をすること

が不可欠である。

しかし、今回の少年法「改正」案は、少年法の理念と被害者の権利保護との調和を図るために必要な議論の過程を疎かにした結果、少年法の理念を後退させる拙速な内容になっていると言わざるを得ない。

以上から、当会は、今回の少年法「改正」案については、慎重かつ十分な審議が尽くされることを強く求めるものである。そして、当会としては、関係委員会の間で十分に協議し協力して、今後とも少年法の理念と被害者等の権利保護の適正な実現のために努めていく決意である。

平成20年5月1日

千葉県弁護士会

会長 小倉 純夫

